

令和6年1月12日

会員の皆様へ

福島県公立学校退職校長会会長 福士 寛樹  
(公印省略)

### 定年引上げに係る福島県公立学校退職校長会会則の一部改正について

定年引上げに係る条例改正で、令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げ（令和5年4月の定年年齢は原則61歳）令和13年4月に65歳となります。

また、60歳に達した管理監督者（校長等）は役職定年となり、原則として教諭等の職に降任します。

そこで、本会は役職（校長）定年者を退職校長とみなし、下記の通り会則の一部改正を行いました。

### 記

#### 【経過】

1 令和5年11月6日（月）支部長会

地方公務員法の一部改訂による定年引上げに係る「福島県公立学校退職校長会会則第4条（組織）」の改正について話し合い、役職（校長）定年者を退職校長とみなし新入会員の勧誘を例年どおり年度末に行うよう進めていくことを満場一致で確認した。

2 福島県公立学校退職校長会会則第13条（会則改正）

「この会の会則は評議員会の議決によらなければ変更することができない。」

3 年度末からの会員勧誘時期に向けての準備が迫っていることや退職校長会活動も年度途中であること等を考慮すると、一堂に会しての評議員会の開催は難しい。

そのため、事務局で話し合い、書面による評議員会を開催（支部長会で確認）し、評議員の皆様のご意見を書面にて集約し議決する。

4 評議員会（書面）開催日 令和5年12月 8日（金）

#### 【評議員会（書面） 評議員 32名 回答結果】

役職定年を退職とみなし、会則（組織）第4条を一部改正することに

同意する 32名 同意しない 0名

### ※ 会則の一部改正可決

（組織）

第4条 この会の会員は、福島県の公立学校長職にあった退職者、および役職（校長）定年者をもって組織する。

更に現職にある公立学校長を賛助会員とすることができる。

令和5年12月8日改正施行

# 福島県公立学校退職校長会会則

(名称・事務所)

第1条 この会は、福島県公立学校退職校長会と称し、事務所を会長が指定する所におく。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の旧交をあたため、生活の向上を図るとともに、本県ならびにわが国教育の向上につとめることをもって目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

会員の親睦会、機関紙の発行、会員の互助慶弔、会員の経済的社会的地位の向上、教育振興のための社会活動、その他本会の目的達成のため必要な事項。

(組織)

第4条 この会の会員は、福島県の公立学校長職にあった退職者、および役職(校長)定年者をもって組織する。

さらに、現職にある公立学校長を賛助会員とすることができる。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

会長1名、副会長5名、監事3名、評議員若干名、理事若干名

(役員を選出及び任期)

第6条 会長・副会長・監事は評議員会で、会員の中から選出する。

評議員は、各支部から2名を選出する。うち1名は支部長をこれに充てる。

理事は、会長が委嘱する。

役員任期は2年とし再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

役員任期が終了しても、後任役員が定まらない場合は、なおその職務を行うものとする。

(役員職務)

第7条 会長は会務を総理し本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の定める順序でその職務を代理する。監事は会計を監査する。評議員は会員を代表して会務を審議しこれを議決する。理事は会務を処理する。

(顧問)

第8条 この会に顧問をおくことができる。顧問は評議員会で推薦し、会長の諮問にこたえる。

(事務局)

第9条 この会に事務局をおく。事務局の組織は別にこれを定める。

(会議)

第10条 この会の会議は、評議員会・大会・理事会・支部長会とする。

評議員会は本会の決議機関であって、会則・役員選出・予算その他重要事項の審議にあたる。

大会は毎年1回以上開き、必要な事業を行う。

理事会は会務の執行について協議しこれを処理する。

支部長会は、会務の円滑な執行を図るため、必要に応じて開催することができる。

(会計)

第11条 この会の経費は、会費・寄付金等をもってこれに充てる。ただし、満90歳以上の会員からの会費はこれを徴収しない。

会費の額は評議員会で決める。

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(支部)

第12条 この会に次の支部をおく。

(福島・伊達・安達・郡山・岩瀬・石川・田村・西白河・東白川・北会津・耶麻・両沼・南会津・相馬・双葉・いわき)

支部に関することは別にこれを定める。

(会則改正)

第13条 この会の会則は評議員会の決議によらなければ変更することができない。

(細則)

第14条 この会に必要な細則は理事会でこれを定めることができる。

(施行)

第15条 この会則は昭和40年4月9日から施行する。

昭和44年5月28日改正施行

昭和48年6月25日改正施行

昭和49年5月27日改正施行

昭和50年5月31日改正施行

昭和52年5月28日改正施行

昭和54年6月2日改正施行

昭和57年4月22日改正施行

昭和59年4月22日改正施行

昭和60年4月26日改正施行

平成10年4月22日改正施行

平成12年4月19日改正施行

平成19年4月19日改正施行

令和5年12月8日改正施行(第4条役職定年)

ただし、改正後の会則11条の施行以前の除会員については、なお従前の例による。